

更生保護法人清心寮 評議員会規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、更生保護法人清心寮（以下「本法人」という。）の定款第48条に基づき、本法人の評議員会の運営に関し必要な事項について規定し、評議員会の適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第2章 評議員会の招集

(評議員会の招集)

第3条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき

（2）評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を

示して招集の請求があったとき

(3) 定款第8条第4号の規定により、監事から会議の目的たる事項を示して

評議員会の招集の請求があったとき

3 理事長は、前項第2号及び第3号の請求があった場合は、その請求があつた日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

(招集の通知)

第4条 評議員会を招集するときは、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに評議員に対して、その通知を発しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第5条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の運営)

第6条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 評議員は、評議員会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

4 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、評議員会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の評議員が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該評議員を当該議案の決議から除くものとする。

(決議)

第7条 評議員会の決議は、法令又は本法人の定款に別段の定めがある場合を除き、評議員総数の過半数をもって決する。

2 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決)

第8条 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじ

め通知された事項についてのみ書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した評議員は、評議員会に出席したものとみなす。

(書面による議決)

第9条 理事長は、簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、評議員会に代えることができる。

(評議員会への報告事項)

第10条 理事長は、法令又は本法人の定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

(役員の説明義務)

第11条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(議事録)

第12条 評議員会の議事については、法令及び本法人の定款で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 評議員会の事務局は、施設長がこれに当たる。

第5章 雜 則

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、令和2年3月18日から施行する。